

新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用 (令和4年4月最終改正)</p> <p>(調査基準価格の設定及び算定)</p> <p>第3条関係</p> <p>(1) 土木、農林の積算基準を使用する鋼製橋梁上部工、電気通信設備工事、機械設備工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格を算定するものとする。</p> <p>① 直接工事費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 ・工事製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く） ・機器費(機器価格) <p>② 共通仮設費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費 ・間接労務費 ・設計技術費 <p>③ 現場管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場管理費 ・工場管理費 ・機器間接費（技術者間接費、機器管理費） ・据付間接費 <p>④ 一般管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費 <p>(2) 建築工事の積算基準を使用する建築工事、設備工事等については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格を算定するものとする。</p> <p>① 直接工事費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費の10分の9 <p>ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は直接工事費の10分の8とする</p> <p>② 共通仮設費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費 <p>③ 現場管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場管理費 ・ 直接工事費の10分の1 <p>ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は直接工事費の10分の2とする</p> <p>④ 一般管理費とするもの</p> | <p style="text-align: center;">静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用 (令和8年4月最終改正)</p> <p>(調査基準価格の設定及び算定)</p> <p>第3条関係</p> <p>(1) 土木、農林の積算基準を使用する鋼製橋梁上部工、電気通信設備工事、機械設備工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格を算定するものとする。</p> <p>⑤ 直接工事費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 ・工事製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く） ・機器費(機器価格) <p>⑥ 共通仮設費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費 ・間接労務費 ・設計技術費 <p>⑦ 現場管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場管理費 ・工場管理費 ・機器間接費（技術者間接費、機器管理費） ・据付間接費 <p>⑧ 一般管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費 <p>(2) 建築工事の積算基準を使用する建築工事、設備工事等については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格を算定するものとする。</p> <p>⑤ 直接工事費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費の10分の9 <p>ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は直接工事費の10分の8とする</p> <p>⑥ 共通仮設費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費 <p>⑦ 現場管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場管理費 ・ 直接工事費の10分の1 <p>ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は直接工事費の10分の2とする</p> <p>⑧ 一般管理費とするもの</p> |

新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>・ 一般管理費</p> <p>(3) 企業局積算基準（電気・機械設備編）を使用する電気設備工事、機械設備工事等については、(1)の規定によらず、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格を算定するものとする。</p> <p>① 直接工事費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費 ・ 直接製作費（機器費に10分の6を乗じた額） <p>② 共通仮設費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費 ・ 間接労務費（機器費に10分の1を乗じた額） <p>③ 現場管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場管理費 ・ 工場管理費（機器費に10分の2を乗じた額） ・ 機器間接費 <p>④ 一般管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費の一般管理費 ・ 機器費の一般管理費（機器費に10分の1を乗じた額） <p>これにより、調査基準価格の算式は次式となる。</p> $\text{調査基準価格} = \text{直接工事費} \times 9.7/10 + \text{共通仮設費} \times 9/10 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 9/10 + \text{工事費の一般管理費} \times 6.8/10 + \text{機器費} \times 9.2/10$ <p>第3条第2項関係</p> <p>建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により低入札価格調査基準価格を低減しても良いと判断できる場合、10分の7.5以上で、第3条第1項①の額に0.8を乗じて算出した額とする。</p> $(\text{直接工事費} \times 9.7/10 \times 0.8 + \text{共通仮設費} \times 9/10 + \text{現場管理費} \times 9/10 + \text{一般管理費} \times 6.8/10)$ <p>(調査の実施)</p> <p>第7条関係</p> <p>意向確認書の提出期限は通知した翌日から起算して3日目を標準とする。提出方法は持参又はFAX（期限までの必着）とする。</p> <p>(契約しない場合の判断基準)</p> <p>第11条関係</p> <p>契約しない基準額は、予定価格を記載する書面の下部に「契約しない基準額 ○○円」と記載し、さらに、当該契約しない基準額に110分の100を乗じて得た金額を「(契約しない基準額 ○○円 (消費税抜き))」と記載する。</p> | <p>・ 一般管理費</p> <p>(3) 企業局積算基準（電気・機械設備編）を使用する電気設備工事、機械設備工事等については、(1)の規定によらず、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格を算定するものとする。</p> <p>⑤ 直接工事費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費 ・ 直接製作費（機器費に10分の6を乗じた額） <p>⑥ 共通仮設費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費 ・ 間接労務費（機器費に10分の1を乗じた額） <p>⑦ 現場管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場管理費 ・ 工場管理費（機器費に10分の2を乗じた額） ・ 機器間接費 <p>⑧ 一般管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費の一般管理費 ・ 機器費の一般管理費（機器費に10分の1を乗じた額） <p>これにより、調査基準価格の算式は次式となる。</p> $\text{調査基準価格} = \text{直接工事費} \times 9.7/10 + \text{共通仮設費} \times 9/10 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 9/10 + \text{工事費の一般管理費} \times 6.8/10 + \text{機器費} \times 9.2/10$ <p>第3条第2項関係</p> <p>建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により低入札価格調査基準価格を低減しても良いと判断できる場合、10分の7.5以上で、第3条第1項①の額に0.8を乗じて算出した額とする。</p> $(\text{直接工事費} \times 9.7/10 \times 0.8 + \text{共通仮設費} \times 9/10 + \text{現場管理費} \times 9/10 + \text{一般管理費} \times 6.8/10)$ <p>(調査の実施)</p> <p>第7条関係</p> <p>意向確認書の提出期限は通知した翌日から起算して3日目を標準とする。提出方法は持参、FAX又はメール（期限までの必着）とする。</p> <p>(契約しない場合の判断基準)</p> <p>第11条関係</p> <p>契約しない基準額は、予定価格を記載する書面の下部に「契約しない基準額 ○○円」と記載し、さらに、当該契約しない基準額に110分の100を乗じて得た金額を「(契約しない基準額 ○○円 (消費税抜き))」と記載する。</p> |

新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける工事については、契約しない基準額を設定しないものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この運用は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この運用は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この運用は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この運用は、平成 21 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 22 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 23 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 23 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 23 年 9 月 5 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 24 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 25 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 27 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 28 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 28 年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 29 年 5 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 31 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、令和元年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、令和元年 10 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、令和 4 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> | <p>なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける工事については、契約しない基準額を設定しないものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この運用は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この運用は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この運用は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この運用は、平成 21 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 22 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 23 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 23 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 23 年 9 月 5 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 24 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 25 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 27 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 28 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 28 年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 29 年 5 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成 31 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、令和元年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、令和元年 10 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、令和 4 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、令和 8 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> |

新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|-----|-----|
|-----|-----|